

# 一般社団法人日本食品工学会会費等に関する細則

平成 25 年 8 月 8 日理事会承認

(適用)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本食品工学会（以下、「この学会」と略す。）の会費の納入及び会員の特典に関して必要な事項を定める。

(会費の納入)

第 2 条 定款第 14 条に定める会費の前納は、毎事業年度の開始の日の前日までに当該事業年度分の全額を一括納入することを原則とする。

2 特別の事由により、会費を前納できない会員については、理事会の承認を経て、納入期限を当該事業年度末の日まで延期することができる。

(入会時の会費の取扱い)

第 3 条 新入会員の入会の日は、入会申込日が属する事業年度の翌事業年度の開始の日とし、当該事業年度分の会費を事業年度開始の日の前日までに一括納入することを原則とする。

2 事業年度途中での入会を希望する者は、入会申込の承認後、入会申込日が属する事業年度分の会費を速やかに納入するものとする。この場合、新入会員は、会費納入が確認された後に入会申込日に遡って入会したものとして取り扱う。

3 定款第 10 条の規定により任意退会した者の再入会の申込は、新規入会申込と同様に取り扱う。但し、再入会後の会員番号には退会前の番号を用いる。

(退会時の会費の取扱い)

第 4 条 退会を希望する会員は、退会を申し出た日が属する事業年度の会費を含めて、未納の会費があればそれらを全納した後に退会するものとする。この場合、退会の日は、会費を納付した最終の事業年度の終了の日を原則とする。

2 希望があれば事業年度の途中で退会することも可とするが、既納の会費は返却しない。

3 正会員、学生会員の交替（名義変更）は認めない。

(休会時の会費の取扱い)

第 5 条 休会を希望する会員は、休会を申し出た日が属する事業年度の会費を含めて、未納の会費があればそれらを全納した後に休会するものとする。

2 事業年度の途中で休会する場合であっても、既納の会費は返却しない。

3 休会中は会員資格を停止する。

4 休会期間は、休会期間終了の申し出があった日が属する事業年度の最終の日を終了し、翌事業年度開始の日から会員資格が再開するものとする。休会期間を終了する会員は、翌事業年度分の会費を事業年度

開始の日の前日までに納入しなければならない。

5 事業年度の途中での会員資格再開を希望する場合は、休会期間の終了を申し出た日が属する事業年度分の会費を速やかに納入するものとする。この場合、休会期間の終了を申し出た会員の会員資格は、会費納入が確認された後に、申し出た日に遡って再開したのものとして取り扱う。

(会員種別変更時の会費の取扱い)

第 6 条 会員種別変更の申し出があった場合、原則として、申し出の日が属する事業年度の翌事業年度の開始の日を種別変更の日とする。会員種別の変更を申し出た者は、その前日までに翌事業年度分の種別変更後の会費を一括納入するものとする。

2 事業年度の途中で会員種別の変更を希望する場合は、申し出があった日を種別変更の日とする。この場合、種別変更後の会費の額が変更前の会費の額より大きい場合は、当該事業年度分の差額を納入しなければならない。種別変更後の会費の額が変更前の会費の額より小さくなる場合、差額は返却しない。

(会誌の無料配布)

第 7 条 定款第 8 条(1)に定める会誌の無料配布の取扱いは以下の通りとする。

(1) 会員は当該年度分の会費を納入した事業年度中に刊行される会誌の無料配布を受ける。

(2) 新入会員には、前号に加えて、入会の日が属する事業年度の前年度の 3 月および 6 月に刊行された第 1 号及び第 2 号を配布する。

(3) 退会者には、退会の日が属する事業年度に刊行される最終の号までを配布する。事業年度途中での退会を希望し、かつ退会の日以降の会誌配布を希望しない旨の申し出があった場合は、退会の日をもって、会誌の送付を停止する。

(4) 会費が未納の事業年度の翌事業年度については、未納会費の納入が確認されるまで会誌の送付を停止する。

(5) 休会中の会員への会誌の送付は停止する。

(行事への参加)

第 8 条 定款第 8 条(2)に定める、行事への参加の取扱いは以下の通りとする。

(1) 会員の費用でこの学会の行事等に参加するためには、行事開催の日において有効な会員の資格を有していなければならない。

(2) 翌事業年度に開催する年次大会等の行事への研究発表や参加の申込みを行う場合は、翌事業年度の

入会を予定して手続き中である者も、既に会員である者と同じ資格、費用で申込みことができるものとする。

(3) 維持会員、団体会員および特別団体会員が、所属する者を正会員用の費用でこの学会の行事に派遣できる人数は、一口あたり次のとおりとする。

1. 維持会員 5 人
2. 団体会員 2 人
3. 特別団体会員 2 人

(4) 維持会員、団体会員および特別団体会員の窓口担当者は、参加等の申込時に前号人数の条件が満たされていることを確認し、必要に応じて非会員としての申込みに変更するよう指導する等の調整を行わなければならない。

(5) 維持会員、団体会員、および特別団体会員は、その窓口担当者を変更したときは、直ちにその旨をこの学会に届出なければならない。

(6) 休会中の会員は、非会員としてこの学会の行事等に参加することができるものとする。

(会費滞納者の取扱い)

第9条 定款第12条(1)による会員の資格喪失の取扱いは以下の通りとする。

(1) 事業年度終了の日において、当該事業年度分及び

その前年度分の会費が納入されていない場合に、会費の支払いの義務を2年以上履行しなかったものと見なす。

(2) 連絡先等の変更の届出を行わなかったために、この学会からの会費納付通知が会員に届かず、未納となった場合も、会員が会費支払いの義務を履行しなかったものと見なす。

(3) 会費の支払いの義務を2年以上履行しなかったと見なされる会員がある場合、その氏名を事業年度終了後の直近に開催する理事会に報告し、会員資格を喪失させることについて理事会に異議がなければ、当該事業年度終了の日に遡って会員の資格を喪失したものとする。

(4) この学会は、会員の資格を喪失した者の再入会の申込を断ることができる。

(5) この学会は、会員の資格を喪失した者の行事への参加を断ることができる。

(変更)

第10条 この細則の改廃は、理事会の承認を得て行うことができる。

附則 この細則は、平成25年8月8日の理事会において承認されたときから施行する。